

白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年白岡町条例第13号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	白岡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-3 : 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年白岡町条例第13号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白岡市個人番号の利用に関する条例(平成27年白岡市条例第28号)別表第1第3の項 白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例(昭和54年白岡町条例第13号)による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること）を目的とする。	この条例は、（白岡市に居住する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。））に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の（経済的・精神的負担の軽減を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年白岡町条例第13号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条の規定による受給資格等の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第1号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号チ	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第2条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ㄴ	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第7条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第7条に規定する支給制限に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ㄱ	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第7条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ㄴ	白岡市在宅重度心身障害者手当支給条例第3条第1項
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣

③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報
---------------	------------------	------------------

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年05月30日
独自利用事務の対象者	在宅重度心身障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年03月17日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	10
保護評価書の名称	障害者手帳取扱い事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%99%BD%E5%B2%A1%E5%B8%82&ev_name=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E6%89%8B%E5%B8%B3%E5%8F%96%E6%89%B1%E3%81%84%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=28&opn_date_from_month=4&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=3&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	